

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

富山県	
市区町村数	15

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
						9	11	9		15							
16 201	富山市	市民協働相談課	1 2	1	1	富山市男女共同参画推進条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
16 202	高岡市	男女平等・共同参画課	1 1	1	1	高岡市男女平等推進条例	2005年11月1日	2005年11月1日		高岡市男女平等推進プラン(第2次)後期事業計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
16 204	魚津市	魚津市女性活躍社会推進室	1 1	1	1	魚津市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年4月1日		魚津市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1		
16 205	氷見市	地域振興課	1 2	2	2				4	氷見市男女共同参画プラン(第5次)	2022年4月	~	2032年3月	1	1		
16 206	滑川市	生涯学習・スポーツ課	2 2	1	2				4	滑川市男女共同参画計画～第3次ときめきかがやき ひかりのプラン～	2019年4月	~	2029年3月	1	1		
16 207	黒部市	企画情報課	1 2	1	1				4	第2次くろべ男女共同参画プラン	2017年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
16 208	砺波市	企画政策課	1 2	1	1	砺波市男女共同参画推進条例	2005年9月27日	2005年9月27日		砺波市男女共同参画推進計画(第4次)	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
16 209	小矢部市	定住支援課	1 2	1	1				4	第3次小矢部市男女共同参画プラン	2023/4/1	~	2033/3/31	1	1		
16 210	南砺市	南砺で暮らしません課	1 2	2	1	南砺市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		南砺市男女共同参画推進プラン(第2次改訂)	2023年9月	~	2027年3月	1	1		
16 211	射水市	市民活躍・文化課	1 2	1	1	射水市男女共同参画推進条例	2006年12月20日	2007年4月1日		第2次射水市男女共同参画基本計画(改訂版)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
16 321	舟橋村	舟橋村教育委員会	2 2	2	2				4	舟橋村男女共同参画プラン	2021年3月1日	~	2031年3月31日	2	1		
16 322	上市町	教育委員会事務局 生涯学習班	2 2	1	1				4	第3次上市町男女共同参画プラン	2025年4月	~	2031年3月	1	1		
16 323	立山町	総務課	1 2	2	2	立山町男女共同参画推進条例	2021年12月17日	2021年12月17日		第4次立山町男女共同参画プラン	2021年3月	~	2026年3月	2	1		
16 342	入善町	教育委員会事務局	2 2	2	1	入善町男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第6次にゅうぜん男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
16 323	朝日町	教育委員会事務局	2 2	2	1	朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例	2002年3月22日	2002年4月1日		第5次朝日町男女共同参画社会づくり計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	2	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議

- 1 有
2 無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない 2 無

諮詢機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す検討中 1 一体
2 2026年度以降の制定を目指す検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 策定予定有
2 策定予定無
2 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

富山県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態							問6-5 管理・運営主体						
		問6-1			問6-4 所在地等				問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体										
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ				施設管理	事業運営	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
		2												0	2	1	0	1	2	0	0	
16 201	富山市	富山市男女共同参画推進センター		9300002	富山市新富町一丁目2番3号CiCビル3階	076-433-1760	076-433-1761	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/jinken/1010392/1011120.html						○	○			○				
16 202	高岡市	高岡市男女平等推進センター		933-0023	富山県高岡市末広町1番7号ウイング・ウイング高岡6階	0766-20-1810	0766-20-1815	https://www.city.takaoka.toyama.jp/gyosei/gyoseijoho/danjokyodosankaku/3/index.html						○			○	○				
16 204	魚津市																					
16 205	氷見市																					
16 206	滑川市																					
16 207	黒部市																					
16 208	砺波市																					
16 209	小矢部市																					
16 210	南砺市																					
16 211	射水市																					
16 321	舟橋村																					
16 322	上市町																					
16 323	立山町																					
16 342	入善町																					
16 323	朝日町																					

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

富山県

都道府県コード	市町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業							
					設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集
16	201	富山市	富山市男女共同参画推進センター	1997年4月1日	○		○	2	3	2,998	○	○	○			○		
16	202	高岡市	高岡市男女平等推進センター	2004年4月1日	○		○	3	7	15,203	○	○	○	○			○	
16	204	魚津市																
16	205	氷見市																
16	206	滑川市																
16	207	黒部市																
16	208	砺波市																
16	209	小矢部市																
16	210	南砺市																
16	211	射水市																
16	321	舟橋村																
16	322	上市町																
16	323	立山町																
16	342	入善町																
16	323	朝日町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

富山県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
/	/	/	4			10	0	0.0	11	0	0.0	5	0	0.0	4	1	25.0	3,407	124	3.6
16	201	富山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1416	74	5.2
16	202	高岡市	2008年9月25日	高岡市男女平等・共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						606	16	2.6
16	204	魚津市				1	0	0.0	1	0	0.0						252	16	6.3	
16	205	氷見市				1	0	0.0	1	0	0.0						230	1	0.4	
16	206	滑川市				1	0	0.0	1	0	0.0						1	0	0.0	
16	207	黒部市	2008年12月18日	黒部市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						16	0	0.0
16	208	砺波市	2005年9月21日	砺波市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						73	0	0.0
16	209	小矢部市	2014年12月22日	小矢部市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						199	3	1.5
16	210	南砺市				1	0	0.0	1	0	0.0						31	0	0.0	
16	211	射水市				1	0	0.0	1	0	0.0						313	7	2.2	
16	321	舟橋村										1	0	0.0	0	0	12	0	0.0	
16	322	上市町										1	0	0.0	1	0	0.0	117	5	4.3
16	323	立山町										1	0	0.0	1	1	100.0	1	0	0.0
16	342	入善町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	2	1.5
16	323	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

富山県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			問9-1		調査時点コード													
			問8-1			問8-2																											
			目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等性数委員	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等性数委員	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等性数委員	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問9 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
コ ロ ド	コ ロ ド					614	549	8,792	2,464	28.0		313	279	5,037	1,276	25.3	86	53	516	93	18.0	486	50	10.3	501	50	10.0						
		小計										312	278	4,981	1,252	25.1	85	53	513	93	18.1												
16	201	富山市	30.0	2026年4月		63	55	889	249	28.0	法律または条例の定めるところにより設置する審議会	60	52	889	249	28.0	6	3	42	4	9.5	43	3	7.0	44	3	6.8	1		1		1	
16	202	高岡市	33.0	2027年3月		79	75	1,067	329	30.8	法令、条例、要綱等に基づいて設置されている委員会、審議会	9	9	219	50	22.8	6	5	36	9	25.0	39	4	10.3	40	4	10.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
16	204	魚津市	40.0	2026年3月		67	61	561	173	30.8	公的な委員会・審議会における女性委員	13	13	166	49	29.5	6	5	30	7	23.3	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
16	205	氷見市	36.0	2032年3月		53	47	854	249	29.2	法令、条例、その他要綱等に基づいて設置されている審議会等	29	24	430	102	23.7	6	3	32	5	15.6	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1	
16	206	滑川市	45.0	2029年3月		58	48	815	216	26.5	法令、条例、規則、要綱に基づき設置されている審議会	20	17	254	60	23.6	6	3	33	5	15.2	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
16	207	黒部市	30.0	2026年4月		30	26	699	165	23.6	法令、条例、規則、要綱等に基づき設置されている審議会	16	13	465	124	26.7	6	4	32	5	15.6	39	5	12.8	40	5	12.5	1		1		1	
16	208	砺波市		2027年3月	40%以上 60%以下	63	58	994	311	31.3	法律又は政令により設置されている審議会、委員会等、条例、規則、要綱等により設置されている会議	14	13	252	41	16.3	6	4	45	9	20.0	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1		1	
16	209	小矢部市	40.0	2028年3月		35	31	428	108	25.2		35	31	428	108	25.2	6	3	36	6	16.7	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1	
16	210	南砺市	40.0	2027年3月		43	39	541	181	33.5	・自治法第202条の3上の附属機関 ・その他要綱等に基づいて設置されている審議会等	14	13	217	63	29.0	6	4	36	8	22.2	32	5	15.6	33	5	15.2	1		1		1	
16	211	射水市	40.0	2027年3月		55	49	678	194	28.6	法律又は政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている懇談会、会議等	32	29	383	106	27.7	6	4	42	7	16.7	35	2	5.7	36	2	5.6	1		1		1	
16	321	舟橋村				0	0	0	0			10	9	93	34	36.6	5	4	24	5	20.8	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	
16	322	上市町	30.0	2026年3月		21	19	294	69	23.5	・法律に基づいて設置されている審議会等 ・条例に基づいて設置されている審議会等 ・その他要綱等に基づいて設置されている審議会等	17	15	251	51	20.3	5	2	30	4	13.3	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1	
16	323	立山町	30.0	2025年3月		10	9	287	44	15.3		10	9	287	44	15.3	5	3	38	6	15.8	25	7	28.0	26	7	26.9	1		1		1	
16	342	入善町		2028年3月	40%以上 60%未満	28	26	549	155	28.2	法律、条例、要綱等における女性委員の登用状況	28	26	549	155	28.2	5	4	30	8	26.7	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1		1	
16	323	朝日町	30.0	2030年3月		9	6	136	21	15.4		5	5	98	16	16.3	5	2	27	5	18.5	43	6	14.0	44	6	13.6	1		1		1	

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

富山県

都道府県コード	市町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)		
									1	1	56	24	42.9	1	0	3	0	0.0								
富山市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
高岡市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
魚津市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
氷見市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
滑川市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
黒部市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
砺波市									1	1	56	24	42.9	0	0	0	0	0.0								
小矢部市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
南砺市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
射水市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
舟橋村									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
上市町									0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0								
立山町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
入善町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
朝日町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

富山県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5	
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職					調査時点コード	その他	うち管理職数				調査時点コード	その他							
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	女性比率(%)	女性数	女性比率(%)					
16 201	富山市	639	128	20.0	403	61	15.1	32	1	3.1	18	1	5.6	111	9	8.1	77	7	9.1	496	118	23.8	308	53	17.2	337	142	42.1	177	62	35.0	1,068	719	67.3	384	232	60.4	1	
16 202	高岡市	226	76	33.6	76	19	25.0	11	1	9.1	8	1	12.5	51	11	21.6	17	3	17.6	164	64	39.0	51	15	29.4	81	27	33.3	59	16	27.1	232	83	35.8	94	29	30.9	1	
16 204	魚津市	33	9	27.3	31	8	25.8	6	1	16.7	6	1	16.7	7	2	28.6	6	2	33.3	20	6	30.0	19	5	26.3	11	4	36.4	9	3	33.3	55	20	36.4	46	14	30.4	1	
16 205	氷見市	49	9	18.4	37	8	21.6	13	1	7.7	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	36	8	22.2	27	7	25.9	45	16	35.6	29	11	37.9	18	6	33.3	15	5	33.3	1	
16 206	滑川市	34	6	17.6	31	5	16.1	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0	3	1	33.3	26	4	15.4	24	3	12.5	24	13	54.2	20	11	55.0	24	9	37.5	19	5	26.3	1	
16 207	黒部市	156	68	43.6	78	34	43.6	41	11	26.8	8	2	25.0	11	6	54.5	8	3	37.5	104	51	49.0	62	29	46.8	48	31	64.6	32	19	59.4	111	74	66.7	46	22	47.8	1	
16 208	砺波市	207	82	39.6	77	13	16.9	57	9	15.8	8	0	0.0	12	5	41.7	11	4	36.4	138	68	49.3	58	9	15.5	0	0	0.0	0	0	0.0	132	79	59.8	53	24	45.3	1	
16 209	小矢部市	28	6	21.4	26	6	23.1	7	0	0.0	6	0	0.0	3	1	33.3	2	1	50.0	18	5	27.8	18	27	9	33.3	20	4	20.0	28	19	67.9	11	2	18.2	1			
16 210	南砺市	173	73	42.2	98	28	28.6	13	1	7.7	8	1	12.5	32	6	18.8	13	2	15.4	128	66	51.6	77	25	32.5	123	79	64.2	73	34	46.6	82	42	51.2	34	11	32.4	1	
16 211	射水市	124	22	17.7	76	10	13.2	27	4	14.8	10	1	10.0	25	5	20.0	22	4	18.2	72	13	18.1	44	5	11.4	84	29	34.5	48	8	16.7	243	141	58.0	107	45	42.1	1	
16 321	舟橋村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	4	0	0.0	4	0	0.0	5	1	20.0	5	0	0.0	4	2	50.0	3	1	33.3	1	
16 322	上市町	35	9	25.7	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	9	25.7	22	3	13.6	52	27	51.9	30	14	46.7	123	73	59.3	42	18	42.9	1	
16 323	立山町	19	5	26.3	19	5	26.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	5	26.3	19	5	26.3	29	9	31.0	29	9	31.0	27	12	44.4	27	12	44.4	1	
16 342	入善町	25	7	28.0	25	7	28.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	7	28.0	25	7	28.0	20	9	45.0	20	9	45.0	19	8	42.1	19	8	42.1	1	
16 323	朝日町	37	15	40.5	20	6	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	15	40.5	20	6	30.0	21	14	66.7	14	8	57.1	47	35	74.5	20	12	60.0	1	

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

富山県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市 道 府 町 県 町 コ 村 シ 村 ド 名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれかにつき口をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定なく、解説又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定なく、過去に事例がない。 (及びの場合を除。)			
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他			
11	1の合計	15	0	13	1			15 15 15 15 15 9			
2	2の合計	0	13	2	14			0 0 0 0 0 1			
0	3の合計	0	2		0			0 0 0 0 0 0			
2	4の合計	0	0					0 0 0 0 0 0			
16 201 富山市 1	富山市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者(採用予定者にあっては、市長、以下この条から第8条までにおいて同じ。)の承認を受けて、文書等(次の方に掲げるものを除く。)において、旧姓を使用することができる。 (1) 關係機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、職務遂行上支障が生じるおそれのあると認められる文書等	富山市議会	1	2	1	富山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1	
16 202 高岡市 1	高岡市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれがないかつ、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	高岡市議会	1	2	1	高岡市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 2	
16 204 魚津市 1	魚津市職員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、魚津市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	魚津市議会	1	2	2			1 1 1 1 1 1			
16 205 水見市 2		水見市議会	1	2	1	水見市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1	
16 206 清川市 4		清川市議会	1	2	1	清川市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1	
16 207 黒部市 1	黒部市職員の旧姓使用取扱い規程 (趣旨)第1条 この訓令は、黒部市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用)第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがないかつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができます。 2. 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 3. 旧姓を使用することできない文書等は、別表第2に掲げるものとする。	黒部市議会	1	2	1	黒部市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1	
16 208 砺波市 1	砺波市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、砺波市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏名以外の氏名を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。ほか	砺波市議会	1	3	1	砺波市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1	
16 209 小矢部市 1	小矢部市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがないかつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができます。	小矢部市議会	1	2	1	小矢部市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1	
16 210 南砺市 1	南砺市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、南砺市職員定数条例(平成16年南砺市条例第27号)第1条に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用)第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用する文書等で法令等の規定に反するおそれがないかつ、職務遂行上及び事務処理上誤解又は混亂を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができます。	南砺市議会	1	2	1	南砺市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員報酬等の特例に関する条例	1			1 1 1 1 1 1	

都道府県		市町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											
道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得する場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうらどりか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
		議会名	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。 1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めていない。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
16211	射水市	1	射水市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、射水市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「結婚等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き結婚等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがないか、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができます。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、第2条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する旧姓使用申請書は、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、人事課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 市長は、第3条第1項の規定による承認をした後において、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(令和2年12月22日訓令第15号) この訓令は、令和3年1月1日から施行する。 別表(第2条関係) 1 職員録 2 座席表 3 出勤簿 4 事務分掌表 5 職員証・名刺 6 休暇等処理簿 7 特別・病気・介護休暇承認申請書 8 育児休業承認申請書 9 職務専念義務免除申請書 10 営利企業従事制限許可申請書 11 事務引継書 12 復命書 13 異動希望調書 14 職員証・記章再貸与願 15 身上異動届 16 住居届 17 私有車登録書 18 週休日等振替簿及び代休指定簿 19 特殊勤務手当実績簿 20 通勤届 21 扶養親族届 22 証明類 23 その他市長が必要と認めるもの	射水市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	射水市議会 1 2 1	2	1 1 1 1 1								

都道府県		市区町村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
道 府 県	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。												議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について～4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について～4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
コ ド ド	名	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がない、過去に事例がない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
16 321	舟橋村	1	舟橋村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は村長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがない、かつ、職務遂行上及ぶ事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	舟橋村議会	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	
16 322	上市町	1	上市町職員の旧姓の使用に関する規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれがない、かつ、その職務の遂行上及び事務の処理上支障がないと認められる文書等に旧姓を使用することができます。	上市町議会	1	2	1	上市町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。2.前項の規程にかかるらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	1	1	1	1	
16 323	立山町	2			1	3	1	立山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかるらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平28議会規則1・令3議会規則・一部改正)	2	2	1	1	1	1	
16 342	入善町	1	入善町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等の規定に反するおそれがない、かつ、職務遂行上または事務処理上支障がないときは、旧姓を使用することができる。	入善町議会	1	2	1	入善町議会会議規則 第2条 2.前項の規定にかかるらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	1	1	1	1	
16 343	朝日町	4		朝日町議会	1	2	1	朝日町議会会議規則 前項の規定にかかるらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	1	1	1	1	

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

富山県